

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成25年3月25日（月）午後1時30分から

## 3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

## 4、会長あいさつ

## 5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第47号 農地法第3条許可申請について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成24年度第12回錦江町農業委員会総会を開会いたします。  
| 本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達して  
| おり）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせ  
| いたします。  
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員  
| 員を3番東郷委員と4番木原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。それでは附議事項に入ります。議案第47号農地法第3条許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。農地法第3条許可申請受付番号30号の譲渡人はH、TさんT自治会にお住いの方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、田代川原字上ノ平原3845番、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,031㎡です。譲受人は、S、Tさん59歳でT自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地が5,230㎡、小作地が2,857㎡です。譲受理由は、規模拡大です。農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。農業機械の所有状況については、トラクター、耕運機を所有されています。農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴36年の経験があるようです。農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。担当調査委員は14番の猪鹿倉委員となっています。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。14番猪鹿倉委員に調査報告をお願いいたします。

14番猪鹿倉委員 はい。譲渡人のH、Tさんも高齢になりまして子供の方はS組合の方に勤めておられます。T集落も高齢化で、しかもH地区においても戸数が3戸ほど減ってきている状態です。S、T君はEの方に勤めておりまして、他にも農地を借りて一生懸命やっておられます。必要な要件は満たしておると思いますので大丈夫だと思います。終わります。

議長 ありがとうございます。ただ今調査報告がありました。質問あるいは異議等はありませんか。

8番鍋委員 価格はどれぐらいですか。

14番猪鹿倉委員 すいません。価格を確認していませんでした。

事務局 それでは、価格を聞き取りの上後日事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

14番猪鹿倉委員 わかりました。後日お知らせします。申し訳ありませんでした。

議長他にありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第47号農地法第3条許可申請について採決します。議案第47号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第47号農地法第3条許可申請については原案のとおり許可することに決定しました。

次に議案第48号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第48号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

初めに受付番号394号と395号は貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、A、FさんK市在住の方です。申請地は、

394号が馬場字染川4395-5番、現況地目は田、地積は1,259㎡

395号は馬場字小田4526-1番、現況地目は田、地積は165㎡で2筆合計1,424㎡です。

貸付期間は、平成25年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で米6俵です。

借り人は、M、MさんOK自治会にお住いの方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地が2,633㎡、小作地が4,124㎡で水稻を中心に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乗用田植え機、耕耘機となっています。担当調査委員は、2番鈴委員です。

次に受付番号396号の貸し人は、O、MさんK市在住の方です。申請地は、

馬場字染川4404-1番、現況地目は田、地積は859㎡です。

貸付期間は、平成25年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は米4俵です。

借り人は、M、MさんOK自治会の方ですが前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。

次に受付番号397号と398号の貸し人、借り人は同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、O、MさんK市在住の方で前号と同様です。申請地は、

397号が馬場字旭原4206-1番、現況地目は畑、地積は1,254㎡

398号は馬場字新田4270-1番、現況地目は畑、地積は1,327㎡で2筆合計2,581㎡です。

貸付期間は、平成25年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で10,000円です。

借り人は、M、KさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、雇用労働力2人述べ100日、自作地が16,899㎡、小作地が24,844㎡で甘藷を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機となっています。担当調査委員は、前号と同じく2番鈴委員です。

次に受付番号399号の貸し人は、K、SさんH自治会の方です。申請地は、

田代麓字前田884番、現況地目は田、地積は996㎡です。

貸付期間は、平成25年3月25日から平成29年12月14日まで、小作料は4,000円です。

借り人は、H、HさんM自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力1、雇用労働力7人述べ340日、自作地が11,018㎡、小作地が28,391㎡で水稻を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、コンバイン、乾燥機、ショベルカー、田植え機、ライムソーとなっています。担当調査委員は、4番木原委員です。

次に受付番号400号と401号は、貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人はH、KさんH自治会の方です。申請地は、

400号が田代麓字前田883-2番、現況地目は田、地積は306㎡

401号は田代麓字池増887-1番、現況地目は田、地積は460㎡で2筆合計766㎡です。

貸付期間は、平成25年3月25日から平成29年12月14日まで、小作料は、全部で3,000円です。

借り人は、前号同様H、Hさんですので経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく4番木原委員です。

次に受付番号402号から404号まで貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、M、YさんN市在住の方です。申請地は、

402号が神川字命苦6788-2番、現況地目は田、地積は541㎡

403号は神川字命苦6788-5番、現況地目は田、地積は556㎡

404号は神川字命苦6791-2番、現況地目は田、地積は2,608㎡で3筆合計3,705㎡です。

貸付期間は、平成25年4月1日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で15,000円です。

借り人は、I、KさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力2人述べ300日、自作地はなく小作地のみ15,293㎡で繁殖牛の専業農家です。農業機械の所有状況はトラクター、2tトラック、軽トラックとなっています。担当調査委員は、5番厚ヶ瀬委員です。

次に受付番号405号の貸し人は、M, KさんK自治会の方です。申請地は、  
神川字諏訪ノ後525番、現況地目は田、地積は1,048㎡です。  
貸付期間は、平成25年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は米200kgと水利費とな  
っています。  
借り人は、H, TさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、自作地が  
4,977㎡、小作地が7535㎡で水稻、馬鈴薯を経営されています。農業機械の所有状況はト  
ラクター、耕耘機、管理機、軽トラックとなっています。担当調査委員は、7番牧原委員  
です。  
次に受付番号406号の貸し人は、I, MさんK県在住の方です。申請地は、  
神川字諏訪ノ後524番、現況地目は田、地積は1,046㎡です。  
貸付期間は、平成25年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は20,000円と米2俵と  
なっています。  
借り人は、S, KさんK J自治会の方です。経営規模は、世帯員7、労働力4、自作地  
が23,633㎡、小作地が18,877㎡で肉用牛、馬鈴薯を経営されています。農業機械の所有状  
況は、トラクター、トラック、田植え機、コンバイン、耕耘機、管理機となっています。  
担当調査委員は、前号同様7番牧原委員です。  
次に受付番号407号の貸し人は、I, MさんKK自治会の方です。申請地は、  
神川字琵琶ノ崎5240-1番、現況地目は畑、地積は6,950㎡の内1,500㎡です。  
貸付期間は、平成25年3月25日から平成28年12月14日まで、小作料は10,000円です。  
借り人は、S, TさんKN自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地  
は10,920㎡、小作地が1,500㎡で肉用牛と飼料作物を主体に経営されています。農業機械  
の所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、モアとなっています。担当調査委員は、  
13番鮫島委員です。  
次に受付番号408号と409号は貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。  
2筆の貸し人は、T, TさんT自治会の方です。申請地は、  
408号が田代川原字鳥淵4031-4番、現況地目は田、地積は1,266㎡  
409号は田代川原字鳥淵4030-3番、現況地目は田、地積は1,212㎡で2筆合計2,478㎡で  
す。貸付期間は、平成25年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で米3俵と  
なっています。  
借り人は、T, TさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地の  
み41,489㎡で小作地はありません。露地野菜と水稻を主体に経営されています。農業機械  
の所有状況はトラクター、管理機となっています。担当調査委員は、14番猪鹿倉委員で  
す。  
次に受付番号410号の貸し人は、H, YさんR自治会の方です。申請地は、  
城元字森山1311番、現況地目は田、地積は1,819㎡です。  
貸付期間は、平成25年3月25日から平成29年12月14日まで、小作料は80,000円です。  
借り人は、M, MさんR自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が  
5,729㎡、小作地が1,912㎡でピーマン、馬鈴薯を経営されています。農業機械の所有状況  
はトラクター、軽トラック、管理機、動噴となっています。担当調査委員は、15番落司委  
員です。  
尚、次の411号と412号は都合により取り下げとなっております。そこは削除願います。  
続けて説明いたします。  
最後に受付番号413号と414号は貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いたしま  
す。2筆の貸し人は、Y, KさんY自治会の方です。申請地は、  
413号が城元字立石5959-1番、現況地目は田、地籍は992㎡  
414号は城元字立石5960-1番、現況地目は田、地籍は931㎡で2筆合計1,923㎡です。  
貸付期間は、平成25年4月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で25,000円です。  
借り人は、S, MさんI自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、自作地の  
み7,633㎡で小作地はありません。水稻を主体に経営されています。農業機械の所有状況  
は、トラクター、軽トラック、ハーベスタ、田植え機となっています。担当調査委員は、  
16番畠中委員です。

議 長

それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、鈴委員から順次調査報告をお願い  
いたします。初めに2番鈴委員お願いします。

2番 鈴委員 はい、394号395号396号の借り人はM, M君でございます、認定農業者であります。皆さんもご存知かと思いますが水稻と馬鈴薯を主に作っており、借りているところも又自分の所もよく耕作をされておまして、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いたします。それから397号と398号はM, Kさんでございますが、この人も煙草をやめてから露地野菜と甘藷を中心に耕作をされておますし、認定農業者でもあります。非常に意欲ある方ですので、何ら問題はないものと思います。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。次に木原委員報告をお願いいたします。

4番 木原委員 399号から401号までの3件ですが、この案件はT地区の荒廃地区解消事業の一つでありまして、昨年この近くを利用権設定をしました。その隣接地です。H, Hさんは認定農家でありまして、大規模事業を営んでおます。飼料作物を植えるということで、隣接地であり今回規模拡大をするということです。以上です。

議長 ありがとうございます。次に厚ヶ瀬委員報告をお願いいたします。

5番 厚ヶ瀬委員 はい、報告いたします。受付番号402号から404号の借り人でありますI, Kさんは、繁殖牛の専業農家でございます。また、認定農家でもございます。機械等も必要なものは一式持っております。農地の利用状況も畑の廻り等をきれいによく管理されておます。それと今年から娘さんが後継者として残られるということで、意欲と能力のある方だと思えます。何ら問題はないかと思えます。審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。次に牧原委員報告をお願いいたします。

7番 牧原委員 はい。405号のH, T君ですが、しょっちゅう出てくるんですけども牛が約20頭ぐらいい、それに水稻、馬鈴薯ということで一生懸命頑張っております。農機具等もそろっておりますし、農地の利用状況についても管理が良くなされておます。意欲と能力については十分持ち合わせておまして、まだあれば借りたいんだという気持ちでいっぱいあります。何ら支障はないものと思えますのでよろしくお願いたします。

S, Kさんですが、肉用牛と馬鈴薯、インゲン等多品目にわたって一生懸命頑張っております。農機具等も十分ありまして何ら問題はないものと思えます。農地の利用状況につきましてもきれいに整理がされておまして、意欲と能力に対してもまだまだ足りないという気持ちでいっぱいでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。次に鮫島委員報告をお願いいたします。

13番 鮫島委員 はい、報告いたします。事務局の方で詳しく説明がありましたけれども、407号の借り人のS, TさんはKN地区において生産牛40頭ほどを中心に干し大根、高菜等を大々的に経営されておます。この件は、昨年12月の定例総会の折にT君のお父さんが利用権を設定されておましたけれども、今年になりまして急きょお父さんの方が不慮の事故で亡くなられて、お父さんの契約されていたものを合意解約をされまして、今回新たにTさんの方が新規ということで契約をされたということでございます。Tさんにつきましては、設定に関する要件をすべて満たしており、なんら問題はないものと思えます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。次に猪鹿倉委員報告をお願いいたします。

14番 猪鹿倉委員 はい、408号409号のT, Tさんも85歳になられて、この土地は中山間地であります。借り人のT, T君は、昨年までタバコを耕作していたんですけどもタバコをやめられて、自分の畑の土地はさつまいもを植える方に貸していらっしゃいますが、田んぼが中山間地でありますので、その周りの土地は千秋君の土地でありまして、米を栽培されると思えます。また、Tにおいては無農薬、減農薬の米を出荷されておますので、無農薬の栽培をされるのではないかとお聞かれます。皆様方どうかよろしくお願いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に落司委員報告をお願いいたします。

15番 落司委員 410号のHさんとM, Mさんでございますが、Mさんにつきましてはハウス園芸でピーマンと露地の馬鈴薯と米を栽培されておまして、農機具等も一通り全部そろっております。また、認定農家でもあり耕作されているところはきれいに整備されて何ら問題はないと思えます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。次に畠中委員報告をお願いいたします。

16番 晶中委員 | はい、報告します。この案件は2月の斡旋の申し出分です。借り人のSさんが快く引き受けてくれました。農地取得等の要件は、すべてクリアーしていると思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今8人の委員から調査報告がありましたが、394号から414号までについて、質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

事務局 | Iさんと利用権を設定されたMさんなんですが、本人さんの住所がKになっているようですが、今いらっしゃいますかね。

5番 厚ヶ瀬委員 | いえ、いらっしゃいません。

事務局 | いらっしゃいませんよね。Nですよ。先日帰っていらっしゃったみたいですが、本人さんが来られましたので。利用権設定の住所が、Kになっていましたので。

5番 厚ヶ瀬委員 | 親戚の方がこちらにおられて、その人に以前借りていた方が上納していたようです。今、もっていたその人もよそに行くということで、親戚の方が城元かどこかこちらにいたみたいで、その人も引き上げてよそに行くということで、誰も受け手がいないからと、そういうことでした。

議 長 | ほかにございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第48号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第48号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第48号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

| 以上で平成24年度第12回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

会長

3番

4番

議事録調整者 折久木まり子